

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 4 年 6 月 定 例 会

令和 4 年 6 月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 2	岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
55	工事請負の契約について（岡崎市美術博物館機械設備改修工事（第 1 期））	9
56	物品の取得について（救助工作車）	11
57	物品の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	13
58	物品の取得について（指揮指令車）	15
59	物品の取得について（消防指令システム）	17
60	特定事業の契約について（（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業）	19
61	岡崎市市税条例等の一部改正について	21
62	岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	25
63	岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	27
64	岡崎市民生委員定数条例の一部改正について	29
65	岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について	31
66	令和 4 年度岡崎市一般会計補正予算（第 3 号）	33
67	令和 4 年度岡崎市一般会計補正予算（第 4 号）	37

令和 4 年承認第 2 号

岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和4年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
岡崎市美術博物館機械設備改修工事（第1期）
- 2 工事概要
空調設備改修工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
466,400,000円
- 5 完成期限
令和5年3月15日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区栄一丁目20番31号
株式会社トーエネック

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
救助業務の用に供するため
- 2 買入物品
救助工作車 1 両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
131,493,306円
- 5 納入期限
令和 5 年 3 月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区金山二丁目 1 番 5 号
平和機械株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
消防の用に供するため
- 2 買入物品
小型動力ポンプ付積載車 2 両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
21,543,016円
- 5 納入期限
令和 5 年 3 月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区千代田四丁目 9 番 6 号
萬茂防災株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
消防の用に供するため
- 2 買入物品
指揮指令車 1 両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
21,493,306円
- 5 納入期限
令和 5 年 3 月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区金山二丁目 1 番 5 号
平和機械株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
消防の用に供するため
- 2 買入物品
消防指令システム中間改修業務に係る機器一式
- 3 契約方法
随意契約
- 4 契約金額
363,231,000円
- 5 納入期限
令和 5 年 3 月31日
- 6 契約の相手方
東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

特定事業の契約について

次のとおり、特定事業の契約を締結するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 契約目的

（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業

2 事業期間終了日

令和21年 7 月31日

3 契約方法

随意契約

4 契約金額

4,347,227,521円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）

5 契約の相手方

岡崎市日名中町 6 番地 1

岡崎西部給食サポート株式会社

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

岡崎市市税条例等の一部改正について

岡崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市税条例等の一部を改正する条例

（岡崎市市税条例の一部改正）

第 1 条 岡崎市市税条例（昭和 25 年岡崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項ただし書中「同法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 26 条第 2 項中「第 317 条の 3 第 2 項に規定する」の次に「確定申告書に記載された事項で」を加え、「附記された」を「付記された」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第 26 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 26 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退

職手当等（第42条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第28条第7項中「、磁気テープ」を削る。

第46条第1項第4号を次のように改める。

(4) こども広場（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体が管理する児童の遊戯のための広場であつて、地域住民の利益を増進すると市長が認めるものをいう。）の用に供する固定資産

第47条の3第1項中「勧告若しくは」を削る。

附則第3条の4中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第5条の4第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第10項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5条の5第7項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第9項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第14条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第15条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第21条を削る。

（岡崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡崎市市税条例の一部を改正する条例（令和3年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡崎市市税条例第26条の2の見出し及び同条第1項並びに第26条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の4及び第15条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第21条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中岡崎市市税条例第25条第1項ただし書並びに第26条第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第14条の3第2項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和6年1月1日

（市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の岡崎市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の2第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の岡崎市市税条例（以下「旧条例」という。）第26条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第26条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第26条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る必要があるによる。

岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 1 条 岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 7 年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第 5 条中「525円 6 銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

（岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 2 条 岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成20年岡崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「7 円51銭」を「7 円73銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるによる。

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 14 年岡崎市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（防疫等業務手当の特例）」を付する。

附則に次の 2 項を加える。

- 8 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの（新型コロナウイルス感染症を除き、市長が定めるものに限る。）をいう。）から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第 9 条の規定は適用しない。
- 9 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、1,500 円（緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000 円）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、人事院規則に準じ、新型コロナウイルス感染症以外の新型インフルエンザ等の感染症対策業務に関し、防疫等業務手当に係る特例措置を講ずる必要があるによる。

岡崎市民生委員定数条例の一部改正について

岡崎市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市民生委員定数条例の一部を改正する条例

岡崎市民生委員定数条例（平成 26 年岡崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「570 人」を「575 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、世帯数の増加等に伴い負担が増した民生委員の負担軽減を図るため、民生委員の定数を増員する必要があるによる。

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市病院事業の料金に関する条例（平成10年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (2)項中「5,500」を「7,700」に改め、同表(3)項中「2,750」を「3,300」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、診療報酬の改定に伴い、非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料の額を改める必要があるによる。

令和 4 年度岡崎市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,874,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	19,929,302	351,300	20,280,602
	2 国庫補助金	3,559,932	351,300	3,911,232
	歳入合計	129,522,947	351,300	129,874,247

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	51,596,102	351,300	51,947,402
	3 児童福祉費	24,488,594	351,300	24,839,894
	歳 出 合 計	129,522,947	351,300	129,874,247

令和 4 年度岡崎市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,199,145 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,073,392 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 6 月 3 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	20,280,602	674,933	20,955,535
	1 国庫負担金	16,288,983	362,634	16,651,617
	2 国庫補助金	3,911,232	312,299	4,223,531
17	県支出金	9,361,079	486,853	9,847,932
	2 県補助金	2,703,643	486,853	3,190,496
19	寄附金	246,832	10,078	256,910
	1 寄附金	246,832	10,078	256,910
20	繰入金	8,525,149	544,394	9,069,543
	2 基金繰入金	8,368,319	544,394	8,912,713
21	繰越金	1	482,281	482,282
	1 繰越金	1	482,281	482,282
22	諸収入	4,508,778	606	4,509,384
	5 雑入	3,378,009	606	3,378,615
歳入合計		129,874,247	2,199,145	132,073,392

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	11,856,744	484,456	12,341,200
	1 総務管理費	7,569,466	483,092	8,052,558
	2 総務諸費	2,126,204	1,364	2,127,568
3	民生費	51,947,402	145,730	52,093,132
	1 社会福祉費	12,739,620	120,694	12,860,314
	2 老人福祉費	10,308,997	25,036	10,334,033
4	衛生費	17,483,921	1,042,744	18,526,665
	1 保健衛生費	8,588,060	1,042,744	9,630,804
6	農林業費	1,661,362	11,203	1,672,565
	1 農業費	585,613	11,203	596,816
7	商工費	3,647,273	161,812	3,809,085
	1 商工費	3,647,273	161,812	3,809,085
8	土木費	16,850,858	95,901	16,946,759
	5 都市計画費	6,296,174	84,624	6,380,798
	6 公園緑地費	2,387,754	11,277	2,399,031
10	教育費	13,685,334	257,299	13,942,633
	2 小学校費	1,965,824	913	1,966,737
	3 中学校費	1,108,188	85,998	1,194,186
	4 学校教育費	4,124,261	28,613	4,152,874
	5 社会教育費	2,990,956	121,434	3,112,390
	6 保健体育費	603,055	20,341	623,396
歳 出 合 計		129,874,247	2,199,145	132,073,392

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
自 転 車 等 駐 車 場 土 地 賃 借 に 要 す る 経 費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 16,900
池 田 遺 跡 の 発 掘 調 査 に 要 す る 経 費	令和5年度から 令和6年度まで	286,319

